

大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンター 使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンター（以下「区民センター」という。）の使用許可及び使用期間に關し、大阪市区役所附設会館条例及び大阪市区役所附設会館条例施行規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請の優先)

第2条 指定管理者は、次の各項に掲げる使用については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第2条2項ただし書に基づき、使用期日の6月前の日前であっても、使用期日の9月前を限度として優先して使用する申請（以下、「優先使用」という。）を受理することができるものとする。

2 次の各号に掲げる使用であつて、北区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

（1）大阪市が主催又は共催する事業を行うための使用

（2）区民センターの指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用

（3）大阪市からの委託による事業を行うための使用

（4）地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体で、別表に定めるもの及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会

3 公職選挙法に基づき、北区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用

4 行政機関及びこれに準ずる機関が北区民を対象とした事業を行うための使用

(優先使用の申請)

第3条 優先使用の申請については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第2条第1項の定めにより、使用期日の9月前の日から6月前の日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

(優先使用許可)

第4条 指定管理者は、前条の申請があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めたときは、2日以内に許可を決定するものとする。

(優先使用内容の掲示)

第5条 指定管理者は、第3条の申請があったときは、申請のあった日の7日以内の日から当該使用期日の6月前の日まで、区民センター内に、使用日時、使用室名等を掲示す

るものとする。

(使用権譲渡の制限)

第6条 第4条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用権の譲渡、又は他人に使用させてはならない。

(施行期日)

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月9日から施行する。ただし、「6月前」を「9月前」に改正する規定は、平成22年4月28日から施行し、「3月前」を「6月前」に改正する規定は平成22年6月15日から施行する。

この要綱は、平成22年8月27日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

1	北区明るい選挙推進協議会	20	北区生涯学習推進区民会議
2	北区民生委員協議会	21	大阪市生涯学習推進員北区連絡会
3	大阪市北区地域振興会（赤十字奉仕団）	22	北区地域女性団体協議会
4	北区社会福祉協議会	23	北区母と子の共励会
5	地域ネットワーク委員会	24	北区体育厚生協会
6	一般財団法人大阪市コミュニティ協会北区支部協議会	25	北区スポーツ推進委員協議会
7	北区青少年育成推進会議	26	北区花と緑のまちづくり推進本部
8	北区青少年福祉連絡協議会	27	北区花と緑のまちづくり推進委員会
9	北区青少年指導員連絡協議会	28	北区保健事業推進協議会
10	北区青少年指導員連絡協議会O B会	29	北区安全なまちづくり推進協議会
11	北地区保護司会	30	交通事故をなくす運動北区推進本部
12	北区更生保護女性会	31	北区商店会総連合会
13	北区子ども会育成連合協議会	32	北区友会
14	北区遺族会	33	北区民カーニバル実行委員会
15	北区身体障がい者団体協議会	34	社会を明るくする運動北区推進委員会
16	北区老人クラブ連合会	35	北区健康づくり推進協議会
17	北区人権啓発推進協議会	36	曾根崎防犯協会
18	大阪市企業人権推進協議会北区支部	37	天満防犯協会
19	北区P T A協議会	38	大淀防犯協会